

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5523709号
(P5523709)

(45) 発行日 平成26年6月18日(2014.6.18)

(24) 登録日 平成26年4月18日(2014.4.18)

(51) Int. Cl.	F I	
A 6 1 L 27/00 (2006.01)	A 6 1 L 27/00	L
A 6 1 K 6/00 (2006.01)	A 6 1 K 6/00	C
A 6 1 C 8/00 (2006.01)	A 6 1 L 27/00	M
	A 6 1 L 27/00	J
	A 6 1 C 8/00	Z

請求項の数 13 (全 22 頁)

(21) 出願番号	特願2008-540249 (P2008-540249)	(73) 特許権者	598041980
(86) (22) 出願日	平成18年11月10日 (2006.11.10)		バイオメット・3アイ・エルエルシー
(65) 公表番号	特表2009-515600 (P2009-515600A)		アメリカ合衆国フロリダ州33410, パーム・ビーチ・ガーデンズ, リヴァーサイド・ドライブ 4555
(43) 公表日	平成21年4月16日 (2009.4.16)		4555 Riverside Drive, Palm Beach Gardens, Florida 33410, United States of America
(86) 国際出願番号	PCT/US2006/044000		
(87) 国際公開番号	W02007/059038	(74) 代理人	100140109
(87) 国際公開日	平成19年5月24日 (2007.5.24)		弁理士 小野 新次郎
審査請求日	平成21年11月4日 (2009.11.4)	(74) 代理人	100089705
(31) 優先権主張番号	60/736, 269		弁理士 社本 一夫
(32) 優先日	平成17年11月14日 (2005.11.14)		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		
(31) 優先権主張番号	60/797, 810		
(32) 優先日	平成18年5月4日 (2006.5.4)		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 インプラント表面上に別個のナノ粒子を堆積させる方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

チタン又はチタン合金にて出来た歯科インプラントを製造する方法において、自然酸化層を除去するため、前記インプラントの少なくともねじ付き底部分をエッチングする工程と、

前記エッチング後に、前記ねじ付き底部分に酸エッチング過程を使用して20 μmを超えない頂部からの谷への高さを有するマイクロスケールの凹凸部の列を持つ粗面化した面を形成する工程と、

前記粗面化した面を前処理することなく、2-メトキシエタノール溶媒及びヒドロキシアパタイトナノ結晶を含む溶液に曝すことにより、前記粗面化した面上に直接、別個のヒドロキシアパタイトナノ結晶を堆積させる工程とを含み、

前記別個のヒドロキシアパタイトナノ結晶を堆積させる工程により、前記粗面化した面の全体より少ない面を被覆して堆積させる、歯科インプラントを製造する方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法において、前記凹凸部は、1 μmないし10 μmの頂部から谷への高さを有する、方法。

【請求項3】

請求項2に記載の方法において、前記エッチング、前記酸エッチング及び前記粗面化は、骨又は歯肉と接触するであろう全ての表面にて行われる、方法。

【請求項4】

10

20

請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 つに記載の方法において、前記凹凸部は、円錐形形状の要素を含む、方法。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 つに記載の方法において、前記自然酸化層は、第一の酸性溶液により除去され、前記第一の酸性溶液は、水性ふっ化水素酸であり、酸エッチングする工程は、硫酸及び塩酸を混合させる工程を含む、方法。

【請求項 6】

ナノ結晶状面を、チタンを含む金属にて出来た金属インプラント上に形成する方法において、

インプラントの少なくとも一部分を粗面化して、粗面化した面を形成する工程と、

前記粗面化した面上にアルコシキドを形成することなく、前記インプラントの曝された外面を溶液と直接接触させることにより、前記粗面化した面上に直接、別個のナノ結晶を堆積させる工程と

を備え、

前記インプラントの前記曝された外面は水酸化チタン及びノ又は酸化チタンを含み、前記溶液は、2 - メトキシエタノール溶媒と、ヒドロキシアパタイトナノ結晶とを含み、前記ナノ結晶は、20 nm ないし 100 nm の程度の大きさであり、前記別個のナノ結晶の間の前記曝された粗面化した部分が骨と接触するように前記堆積させる工程により、前記粗面化された面の全体より少ない面を被覆して堆積させる、ナノ結晶状面をインプラント上に形成する方法。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の方法において、前記インプラントは歯科インプラントである、方法。

【請求項 8】

請求項 6 又は 7 に記載の方法において、前記インプラントの表面の前記一部分は、骨との接合を促進するねじ付き底部分である、方法。

【請求項 9】

請求項 6 又は 7 に記載の方法において、前記インプラントの表面を粗面化する工程は、自然酸化層を前記インプラントの表面から除去する工程と、

形成される表面を酸エッチングする工程と

を備える、方法。

【請求項 10】

請求項 6 又は 7 に記載の方法において、前記インプラントの表面を粗面化する工程において、20 μm を超えない頂部から谷への高さを有する凹凸部を形成する、方法。

【請求項 11】

請求項 6 に記載の方法において、前記ヒドロキシアパタイトナノ結晶を堆積させる工程は、別個のヒドロキシアパタイトナノ結晶を所望のように堆積させるために前記溶液の pH を調整する工程を更に備える、方法。

【請求項 12】

ナノ結晶状面を、チタン又はチタン合金にて出来たインプラント上に形成する方法において、

前記工程は、

チタン又はチタン合金にて出来た金属被着層を提供する工程と、

コロイド溶液が直接、前記金属被着層の曝された外面と接触するように、18 ないし 32 の温度範囲を有する前記コロイド溶液中に前記被着層の少なくとも一部分を 11 . 5 分ないし 240 分、浸漬して、別個のヒドロキシアパタイトナノ結晶を堆積させる工程とを備え、

前記コロイド溶液は、2 - メトキシエタノール溶媒と、溶液の全体に対して 0 . 01 重量パーセントないし 1 重量パーセントの濃度範囲を有する複数のヒドロキシアパタイトナノ結晶とを含み、

前記コロイド溶液の pH を 9 ないし 11 に調整する工程を備え、

前記堆積させる工程により、前記金属被着層の曝された外面の全体より少ない面を被覆して堆積し、前記別個のナノ結晶の間の前記曝された部分が骨と接触するようにする、ナノ結晶状面を形成する方法。

【請求項 13】

請求項 6 に記載の方法において、前記凹凸部は、 $1\ \mu\text{m}$ ないし $10\ \mu\text{m}$ の頂部から谷への高さを有する、方法。

【発明の詳細な説明】

【関連技術の相互参照】

【0001】

[001] 本出願は、2005年11月14日付けで出願された米国仮特許出願番号 60/736,269 及び 2006年5月4日付けで出願された米国仮特許出願番号 60/797,810 の利益を主張するものである。

10

【技術分野】

【0002】

[002] 本発明は、全体として、インプラント、より詳細には、リン酸カルシウムの別個のナノ結晶状粒子がその上に配設された歯科インプラント及びその製造方法に関する。

【背景技術】

【0003】

[003] 失われた歯を歯科インプラントの上に配置され且つその歯科インプラントに装着される補綴歯にて置換することが益々、一般的なことになっている。歯科インプラントは、チタン (Ti) 及びチタン合金を含む、金属及び金属合金から成ることが多々ある。歯科インプラントは、歯肉及び口の骨組織と接合する人工歯根として作用する。

20

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

[004] 歯科インプラントが良好に機能するためには、十分な骨接合が必要とされる。換言すれば、インプラントと骨との間の直接的な化学的接合が形成され且つ保持されなければならない。骨接合材料は、骨接合過程の促進を助けるため、インプラントの表面に組み込むことができる。骨接合材料の非限定的な例は、特に化学的に安定的で且つ骨伝導性である、ヒドロキシアパタイト (HA) のような、リン酸カルシウムセラミック材料を含む。

30

【0005】

[005] 表面に骨接合コンパウンドを有するインプラントの十分な長期間の挙動を提供するため、インプラントとコンパウンドとの間に十分な接合強度が存在しなければならない。更に、コンパウンドは、コンパウンドの溶解速度が遅いことを保証するため、十分に生物安定性であることが望ましい。

【0006】

[006] 幾つかの既存の技術は、インプラントに対する被覆の接合強度を向上させるため、HA、その他のリン酸カルシウム、又はその他の骨接合コンパウンドの全体として薄い (例えば、全体として $10\ \mu\text{m}$ 未満の) 被覆を形成する工程を含む。プラズマ溶射及びスパッタリングは、例えば、HA をインプラント上に堆積させるため使用されている 2 つの主要な技術である。しかし、これらの過程のための HA の溶解速度は望ましくない程に速い。更に、HA とインプラントとの境界面は、HA の金属インプラントへの接着が不十分であるため生じることが多々ある、破断を生じ易い。

40

【0007】

[007] 米国特許出願公告番号 2004/0249472 には、インプラントをナノスケールのリン酸カルシウム (例えば、HA) にて被覆する方法が開示されている。この開示された過程は、効果的ではあるが、極めて可燃性の化学物質を利用することを必要とし且つ有害な副産物 (例えば、廃物) を発生させる点にて危険である。更に、この過程

50

は、インプラントを最初にアルコキッド又は三官能基シラン（すなわち、アミノプロピルトリエトキシシラン）から成る層にて被覆し、正に帯電したインプラントの面を提供することを必要とするため、非効率的である。次に、負に帯電したHAナノ粒子から成る第二の被覆層が第一の被覆層上に形成される。

【課題を解決するための手段】

【0008】

【0008】 本発明は、インプラントの表面上に堆積させた別個のナノ結晶状リン酸カルシウム（例えば、HA）を有する改良されたインプラント及びその製造方法に関するものである。

【0009】

【0009】 本発明は、生きた骨に植え込まれるインプラントを形成する方法に関する。この方法は、インプラントの表面の少なくとも一部分を粗面化してマイクロスケールの粗面化した面を生じさせる工程を含む。この方法は、粗面化した面をナノ粒子を含む溶液に曝すという1工程の過程を通して粗面化した面上に別個のナノ粒子を堆積させる工程を更に含む。ナノ粒子は、骨接合を促進する性質を有する材料から成っている。

【0010】

【0010】 別の形態において、チタン又はチタン合金にて出来た歯科インプラントを製造する方法が開示される。該方法は、自然酸化層を除去するため、インプラントの少なくともねじ付き底部分をエッチングする工程を含む。該方法は、ねじ付き底部分を酸エッチングして約20 μmを超えない頂部からの谷への高さを有するマイクロスケールの凹凸の実質的に均一な列を持つ粗面化した面を形成する工程を更に含む。この方法は、粗面化した面を前処理することなく、2-メトキシエタノール溶媒及びヒドロキシアパタイトナノ結晶から成る溶液に曝すことにより、粗面化した面上に別個のヒドロキシアパタイトナノ結晶を堆積させる工程を含む。

【0011】

【0011】 本発明は、また、インプラント上にナノ結晶状面を形成する方法も開示する。この方法は、インプラントの少なくとも一部分を粗面化して粗面化した面を形成する工程を含む。この方法は、粗面化した面上にアルコキッドを形成せずに、粗面化した面上にナノ結晶を堆積させる工程を更に含む。ナノ結晶は、骨接合を促進する性質を有する材料から成っている。

【0012】

【0012】 本発明の別の実施の形態に従い、歯科インプラントが開示されている。歯科インプラントは、回転不能な造作部を有するヘッド部分を備えている。歯科インプラントは、ヘッド部分に対向する最下端を更に備えている。歯科インプラントは、ヘッド部分と最下端との間にて骨に係合するねじ付き底部分を更に備えている。ねじ付き底部分は、約20 μmを超えない頂部から谷への高さを有する凹凸の実質的に均一な列を持つ粗面化した面を含む。ねじ付き底部分は、粗面化した面上に配置された別個のナノ粒子を更に含む。ナノ粒子は、ヒドロキシアパタイトナノ結晶を含む。

【0013】

【0013】 本発明の別の実施の形態において、生きた骨内に植え込まれるインプラントを製造する方法が開示される。該方法は、表面を溶液に対して曝す1ステップの過程を通してインプラントの表面上に別個のナノ粒子を堆積する工程を含む。ナノ粒子は、骨接合を促進する性質を有する材料から成っている。

【0014】

【0014】 本発明の別の実施の形態に従い、インプラント上にナノ結晶状面を形成する方法が開示される。該方法は、金属被着層を提供する工程を含む。該方法は、約18ないし約32の温度範囲を有するコロイド溶液中に被着層の少なくとも一部分を約11.5分ないし約240分、浸漬する工程を更に含む。コロイド溶液は、2-メトキシエタノール溶媒と、溶液の全体に対して約0.01重量パーセントないし約1重量パーセントの濃度範囲を有する複数のヒドロキシアパタイトナノ結晶とを含む。この方法は、コロ

10

20

30

40

50

イド溶液のpHを約9ないし約11に調整する工程を更に備えている。

【0015】

【0015】 本発明の別の実施の形態に従い、生きた骨中に植え込まれるインプラントを製造する方法が開示される。該方法は、インプラントを提供する工程を含む。該方法は、表面を溶液に対して曝す1工程の過程を通して別個のナノ粒子をインプラントの表面上に堆積させる工程を更に含む。ナノ粒子は、骨接合を促進する性質を有する材料から成っている。この方法は、インプラントを洗浄する工程を更に含む。該方法は、インプラントを乾燥させる工程を更に含む。

【発明を実施するための最良の形態】

【0016】

【0016】 本発明の上記の概要は、本発明の実施の形態又は各特徴の各々を表すことを意図するものではない。かかることは、図面及び以下の詳細な説明の目的である。

【0017】 本発明の上記及びその他の有利な効果は、以下の詳細な説明を読み且つ図面を参照することにより明らかになるであろう。

【0017】

【0029】 本発明は、リン酸カルシウムの別個のナノ結晶状粒子がその上に堆積されたインプラント及びその製造方法に関するものである。本発明の内容によるインプラントは、骨格構造体（例えば、腰部インプラント）と接続し又は身体部分用の固定具（例えば、人口歯の固定具）として作用するよう人体内に配置することを目的とする装置を意味する。この出願は、その他の部分は歯科インプラントを対象とするが、本発明は、その他のインプラント（例えば、医療用）にも適用可能であると考えられる。

【0018】

【0030】 図1には、ヘッド部分12と、最下端14と、ねじ付き底部分16とを含む標準的な歯科インプラント10が示されている。インプラント10は、例えば、チタン、タンタル、コバルト、クロム、ステンレススチール又はそれらの合金にて出来たものとして行うことができる。セラミック又はセラミック-チタン組み合わせ体のようなその他の材料も使用可能であると考えられる。以下に説明する図2aないし図2c、図3aないし図3c、及び図4a及び図4bには、本発明と共に使用することもできる代替的なインプラントの設計が示されている。

【0019】

【0031】 図1のインプラント10において、ヘッド部分12は、回転不能な造作部を含む。図示した実施の形態において、回転不能な造作部は、インプラント10を骨組織内にねじ込むツールと係合可能である多角形ボス20を含む。図示した実施の形態において、多角形ボス20は六角形である。多角形ボス20は、インプラント10に装着される修復又は補綴用構成要素における相補的な形状の差込み部と回転不能に係合するため使用することもできる。

【0020】

【0032】 ねじ付き底部分16の外側は、骨又は歯肉との接合を促進する。ねじ付き底部分16は、インプラント10の回りにて複数の回転部を形成するねじ部18を含む。ねじ付き底部分16は、骨タップを必要とせずにインプラント10を備え付けることを許容する、漸増的な切刃部17を有するセルフタッピング領域を更に含むことができる。これらの漸増的な切刃部17は、その内容の全体を参考として引用し本明細書に含めた、「セルフタッピング、ねじ型歯科インプラント (Self-Tapping, Screw-Type Dental Implant)」という名称の米国特許番号5,727,943に詳細に記載されている。

【0021】

【0033】 図2aないし図2cには、切刃部17'の詳細の点にて及びねじ付き底部分16'の外側を画成するねじ部の外形の詳細な点にて図1のインプラント10と相違するインプラント36が開示されている。断面（図1b参照）にて見たとき、ねじ付き外面16'は、ねじ領域及び（又は）ねじ部の間の溝内にて非円形である。この型式のねじ

10

20

30

40

50

構造体は、その内容の全体を参考として引用し本明細書に含めた、「摩擦が減少した、ねじ型歯科インプラント (Reduced Friction, Screw-Type Dental Implant)」という名称の米国特許番号 5,902,109 に詳細に記載されている。

【0022】

【0034】 図3aないし図3cにおいて、ねじ付き底部分42の領域内にて幅の広い直径を有するインプラント41が示されている。直径は、約4.5mmないし約6.0mmの範囲にあり、幅の広い直径のインプラントに対して5.0mmの直径がかなり一般的な寸法である。かかるインプラント41は、特に備え付けた後の期間の間、安定性を向上させるため1つ又は双方の皮質骨と係合するのに有用である。

10

【0023】

【0035】 図4a及び図4bには、本発明と共に使用可能である別の実施の形態によるインプラント110が示されている。インプラント110は、歯肉を通して伸びる設計とされた中間部分114を含む。好ましくは、平滑面は窒化チタン被覆を含み、このため、歯肉を通して下層のチタン又はチタン合金を容易に見ることができないようにする。インプラント110は、色々なねじ構造体を有することができるねじ付き部分120も含み、また、骨接合過程を向上させ得るように粗面化されることも好ましい。図1ないし図4に示した以外のインプラントを本発明と共に使用することが可能であると考えられる。

【0024】

【0036】 本発明に従い、ナノ粒子堆積物はインプラントの表面の少なくとも一部分(例えば、ねじ付き底部分)に重なり合う。1つの実施の形態において、ナノ粒子の堆積物は、インプラントと骨材料(例えば、人間の骨材料)との間の骨接合を促進する材料である。1つの適正な材料は、ヒドロキシアパタイト(HA)のようなリン酸カルシウム材料である。1つの実施の形態において、ナノ粒子堆積物は、約10nmないし約150nmの範囲の寸法を有するHAナノ結晶を含む。別の実施の形態において、HAナノ結晶は、約20nmないし約100nmの範囲の寸法を有する。

20

【0025】

【0037】 次に、図5を参照すると、本発明の1つの実施の形態に従い、リン酸カルシウムのナノ粒子をインプラントの表面に堆積させる一般的な方法が示されている。ステップs200にて、インプラントが提供される。インプラント表面の少なくとも一部分はステップs201にて粗面化される。一例として、図6には、粗面化した面130を有する図1のインプラント10が示されている。次に、ステップs202にて骨接合を促進する性質を有する材料から成る別個のナノ粒子をインプラントの粗面化した面に堆積させる。

30

【0026】

【0038】 次に、図7aを参照すると、本発明の別の実施の形態に従って、インプラントを製造する別の一般的な方法が示されている。チタン、チタン合金(例えば、チタン6AL-4V ELI合金)、ステンレススチール、セラミック又は同様のものから成るインプラントがsステップ250にて提供される。次に、ステップs254にて、骨接合を促進する性質を有する材料(例えば、HAナノ結晶)から成る別個のナノ粒子をインプラントの粗面化した面に堆積させる。次に、ステップs258にてインプラントは、逆浸透/脱イオン(RO/DI)水にて洗浄し、残留する溶媒及びHAを除去することができる。次に、ステップs264にてインプラントは、乾燥させる。

40

【0027】

【0039】 図7bを参照すると、本発明の別の実施の形態に従い、HAナノ結晶を歯科インプラントの表面に堆積させるより詳細な方法が示されている。チタン、チタン合金(例えば、チタン6AL-4V ELI合金)、ステンレススチール又は同様のものから成るねじ付き歯科インプラントがステップs300にて提供される。歯科インプラントの表面は全体として清浄で且つ乾燥している。インプラントのねじ付き底部分は、ステップs301にて自然酸化層をインプラントの表面から除去するようエッチングされる。自

50

然酸化層は、水性ふっ化水素酸を含むことができる第一の酸性溶液により除去することができる。次に、ねじ付き底部分はステップs 302にて酸エッチングして粗面化した面を形成する。酸エッチングするステップは、硫酸及び塩酸の混合体を含むことができる。粗面化した面は、骨又はその他の生物学的境界面とのインプラントの接合を促進する実質的に均一な列のマイクロスケールの凹凸部を形成する。本明細書にて使用するように、「マイクロスケール」とは、例えば、1 μm ないし100 μm のようなミクロンにて全体的に測定された物品又は造作物を説明するものと理解すべきである。凹凸部は、マイクロスケールの円錐形形状の要素を含み、また、一般に約20 μm 以上ではなく、好ましくは約1 μm ないし10 μm の頂部から谷への高さを有する。商業的に純粋な(CP)チタンにて利用されるこの型式の粗面化方法は、その内容の全体を参考して引用し、本明細書に含めた、「インプラント面の処理(Implant Surface Preparation)」という名称の米国特許番号5,876,453に詳細に記載されている。また、チタン6AL-4V ELI合金にて利用される追加的な粗面化方法は、その内容の全体を参考として引用し、本明細書に含めた、「チタン合金で出来たインプラント用の表面処理過程(Surface Treatment Process for Implants Made of Titanium Alloy)」という名称の米国特許出願公告番号2004/0265780に詳細に記載されている。グリットブラスティング及びチタンプラズマ溶射を含むが、これにのみ限定されないその他の表面粗面化技術を使用することができると考えられる。これらの酸エッチングステップの後、次に、ステップs 304にて、インプラントは、熱間脱イオン水(例えば、70ないし100)にて洗浄し、全ての酸残留物を除去し且つ表面におけるチタン水酸化物基を潜在的に向上させることができる。

10

20

【0028】

[0040] 次に、ステップs 306にて、HAナノ結晶は、インプラントの粗面化した面に堆積させる。HAナノ結晶は、コロイドの形態にてインプラントの粗面化した面まで導入することができる。コロイド中のHAの代表的な量は、典型的に約1重量パーセントないし約0.01重量パーセントの範囲にある(例えば、0.10重量パーセント)。コロイドを形成するため、HAナノ結晶は溶液中にて2-メトキシエタノール溶媒と組み合わせ且つ超音波にて分散させ、また、脱凝集させることができる。コロイド溶液のpHは、水酸化ナトリウム、水酸化アンモニウム又は同様のものにて、約7ないし約13程度に調整することができる。従って、コロイド溶液は、HAナノ結晶、2-メトキシエタノール及びpH調整剤(例えば、水酸化アンモニウム及び(又は)水酸化ナトリウム)を含むことができる。

30

【0029】

[0041] HAナノ結晶の溶液を作成するとき、未処理のHAナノ結晶材料を精製して、結晶の凝集が制限された貯蔵溶液を実現することができる。1つの方法に従い、パークレードバンスドバイオマテリアルズ(Berkley Advanced Biomaterials)(カリフォルニア州、パークレー)が製造したBAB I-HAP-N20-E HA材料を乾燥させケーキを形成する。次に、ケーキは、機械的に微細な粉末に粉碎し、その後、2-メトキシエタノール溶液と混合させる。次に、溶液は超音波にて分散させ、HAナノ結晶を脱凝集させる。次に、溶液は、沈澱させ且つ静かに注ぐ。沈澱した溶液の頂部分は、堆積溶液を製造するための貯蔵溶液として使用される。貯蔵溶液は、粒子寸法の分布及びHA濃度を確かめべく試験する。ナノトラック(Nanotrack)150(フロリダ州、ノースラルゴのマイクロトラックインク(Microtrack, Inc.))が表示する適正な粒子寸法の分布(容積)は、150nm未満がD10(10パーセントの分布)、300nm未満がD50(50パーセントの分布)及び900nm未満がD90(90パーセントの分布)を有する。

40

【0030】

[0042] 堆積溶液は、2-メトキシエタノール中の適正な寸法のHAナノ結晶の貯蔵溶液を追加的な2-メトキシエタノールと混合して所望の濃度を実現することにより

50

作成する。かかる1つの濃度範囲は、2-メトキシエタノール中にてHAが約0.08重量パーセントないし0.12重量パーセントである。HAの濃度は、その他の変数(例えば、浸漬時間及びpH)がこれに応じて修正されるならば、0.08重量パーセントより薄くし又は0.12重量パーセントよりも濃くすることが考えられる。

【0031】

【0043】 堆積溶液は、例えば、水酸化アンモニウムにてpHを調整することができる。より塩基性溶液であれば、一般に堆積過程は加速され、また、より大きい粒子をインプラント表面に堆積させることを許容する。適正な濃度は、約0.05重量パーセントないし約0.1重量パーセントの水酸化アンモニウムの範囲とすることができる。pHを調整した堆積溶液の25重量パーセントを脱イオン水と組み合わせたものは、全体として、約9ないし約11のpHを有する。

10

【0032】

【0044】 次に、HANANO結晶は、例えば、インプラントをコロイド溶液中に浸漬させることにより、インプラントの表面に堆積させる。溶液は、最初に混合させることができるが、一般に堆積させる間、停留している。インプラントは、例えば、コロイド溶液中に数時間(例えば、2時間ないし4時間)浸漬させることができる。堆積は、一般に周囲温度にて又は周囲温度よりも高く又は低い温度にて実行することができる。HANANO結晶は、水酸化チタン及び(又は)酸化チタンに直接接合する。

【0033】

【0045】 浸漬時間及びHAの濃度は、HANANO結晶がインプラント表面に堆積する速度及び量に影響を与える幾つかの因子の1つである。インプラントを約0.1重量パーセントのHA濃度及び約10のpHを有する溶液中に、例えば約60分間浸漬させると、典型的に、インプラント表面の堆積被覆は、約40%ないし約60%となる。より長い浸漬時間は、全体としてより大きい被覆範囲を提供し、また、インプラント表面に層又は被覆を形成することができる。これと逆に、より短い浸漬時間は、全体としてインプラント表面に堆積する材料の量を少なくする。HANANO結晶の濃度がより薄い溶液は、全体としてより長い浸漬時間を必要とする一方、HANANO結晶の濃度がより濃い溶液は、全体としてより短い浸漬時間で済む。

20

【0034】

【0046】 インプラント表面に対するHANANO結晶の堆積速度及び量に影響を与える別の因子は、堆積溶液のpHである。溶液のpHは、ある程度までインプラントに堆積されるHANANO結晶の寸法にも影響を与える。酸性pH(すなわち、7未満)にて、堆積速度は全体として遅く、インプラント表面に堆積した粒子の平均寸法は全体として減少する。中性pH(約7)のとき、堆積は比較的ゆっくりと行われる。例えば、約0.1重量パーセントのHA濃度を有する堆積溶液が使用される場合、インプラントは、約40%ないし約60%の被覆範囲を実現するため、約2時間ないし約4時間浸漬しなければならない。更に、表面に堆積した粒子は、全体としてより小さく(約20nm)及びより均一である。増大したpH(すなわち9以上)のとき、堆積したHANANO結晶の寸法は、より大きく、全体として約20nmないし約150nmの範囲となる。約0.1重量パーセントのHA濃度及び約9以上のpHを有する溶液の処理時間は、全体としてより短く、60分の浸漬時間に約40%ないし約60%の堆積の被覆範囲となる。

30

40

【0035】

【0047】 次に、ステップs308にて、インプラントは、逆浸透/脱イオン(RO/DI)水にて洗浄し、残留溶媒及びHAを除去することができる。次に、インプラントは乾燥させる(例えば、加熱炉乾燥させる)。選択随意的なステップs310にて、次に、インプラントは熱的に硬化させ、HAを約80ないし約500の範囲(例えば約100)の温度にて焼結させることができる。

【0036】

【0048】 次に、追加的な工程を実行して、HANANO結晶をインプラントに堆積させる方法の間に生ずるであろうインプラントの潜在的な審美的脱色を補正することができ

50

る。例えば、ステップs 3 1 2にて、インプラントは、約40 ないし約80 の範囲の温度にて脱イオン水中にて洗浄し、インプラントに形成されるであろう全ての水の染みを除去する。次に、インプラントは乾燥させることができる。インプラントは、例えば、ステップs 3 1 4にて約80 ないし約500 の範囲の温度にて加熱炉乾燥させることができる。

【0037】

【0049】 インプラントの表面は、電界放射型走査電子顕微鏡(FESEM)を利用して、特徴を把握することができる。計測器の分解能に依存して、ナノ粒子の堆積は、典型的に10kX以上(例えば、30kX)の倍率にて観視することができる。別個のナノ結晶の堆積被覆範囲の量をコンピュータソフトウェアを使用してFESEM像にて位相コントラスト分析を実行することにより分析することができる。ナノ結晶のインプラントの表面への接着は、原子間力顕微鏡及びダイヤモンド被覆したプローブ又は先端によりナノメートル長さのスケールの窒化ケイ素(SiN)較正したビームを使用して接着強度(例えば、せん断強度)を試験するといった機能的試験又は新規な技術を通じて検証することができる。

10

【0038】

【0050】 本発明の別の方法に従い、別個のナノ粒子(例えば、HAナノ結晶)は、インプラントの表面を最初に粗面化せずにインプラント表面に堆積させる。この実施の形態において、インプラントは機械加工し、その最終的な表面形態は、上述した酸エッチングステップと比較したとき、全体として平滑である。

20

【0039】

【0051】 以下の実施例1ないし10にて言及したコロイド溶液は、上記に説明した過程を使用して作成した。HAナノ結晶が実施例1ないし10にてインプラント表面に堆積された後、インプラントは、約100 の温度にて加熱炉乾燥させた。

【0040】

実施例1

【0052】 図8a、図8bは、CPチタンインプラント400の表面に堆積させた後のHAナノ結晶402を示す走査型電子顕微鏡の像である。図8aの像は、FESEMを利用して10kXにて得たものである。図8bの像はFESEMを利用して30kXにて得たものである。

30

【0041】

【0053】 図8a、図8Bに示したインプラント400の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許出願番号11/361,286に記載されたクエン酸エッチング過程を使用して粗面化し、オッセオタイト(Osseotite)(登録商標名)面を形成した。粗面化過程の結果、10μm未満の頂部から谷への高さを有する凹凸部404となった。HAナノ結晶402は、コロイド溶液を使用してインプラント400の表面に堆積させた。コロイド溶液は、2-メトキシエタノール溶媒中にHAを約0.07重量パーセント含むものとした。インプラント400は、コロイド溶液中に約4時間浸漬させた。インプラント400に形成されるHAナノ結晶402の堆積状態は、図8a、図8bに示されている。

40

【0042】

実施例2

【0054】 図9aは、インプラント500の表面に堆積させた後のHAナノ結晶502を示す走査型電子顕微鏡の像である。図9aの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0043】

【0055】 図9aにて使用したインプラント500は、チタン6AL-4V ELI合金から成るものとした。図9aに示したインプラント500の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許出願公告番号2004/0265780に記載された二重酸エッチング過程を使用して粗面化した。HAナノ結晶502は、2-メタ

50

オキシエタノール溶媒中に約0.10重量パーセントのHAを含む上述したコロイド溶液を使用してインプラント500の表面に堆積させた。インプラント500は、周囲温度にて約150分間、コロイド溶液中に浸漬させた。インプラント500にて形成されたHAナノ結晶502の堆積状態は図9aに示されている。

【0044】

実施例3

【0056】 図9bは、チタン6AL-4V ELI合金インプラント550の表面に堆積させた後のHAナノ結晶552を示す走査型電子顕微鏡の像である。図9bの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0045】

【0057】 HAナノ結晶552をインプラント550の表面に堆積させるために使用した手順は、全体として実施例2にて使用した手順と同様である。しかし、図2の手順と異なり、実施例3のコロイド溶液のpHは、水酸化アンモニウムを0.10重量パーセントの水酸化アンモニウムにして調整した。調整した溶液のpHは、脱イオン化したH₂O中にて約25重量パーセントにて測定したとき、9ないし10であった。インプラント550は、周囲温度にて約60分間、コロイド溶液に浸漬させた。インプラント550上のHAナノ結晶552の形成される堆積状態は、図9bに示されている。

【0046】

【0058】 図9bに示したように、インプラント550の表面上のHAナノ結晶552の堆積状態は、図9aのインプラント500のものと同様である。しかし、インプラント550の浸漬時間は著しく短くした。このように、より塩基性の溶液を形成するようpHを調整することは、インプラントの表面上のHAナノ結晶552の堆積に必要な過程時間を短縮することが分かった。

【0047】

実施例4

【0059】 図9cは、チタン6AL-4V ELI合金インプラント600の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶602を示す走査型電子顕微鏡の像である。図9cの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0048】

【0060】 HAナノ結晶602をインプラント600の表面に堆積させるために使用した手順は、全体として実施例3にて使用した手順と同様である。しかし、実施例3のインプラント550と相違して、図9cに示したインプラント600の表面は粗面化しなかった。その代わりに、インプラント600の表面は機械加工し、HAナノ結晶602を堆積させる前のその最終的な表面形態は、全体として平滑であった。

【0049】

【0061】 図9cに示したように、インプラント600の表面上のHAナノ結晶602の堆積状態は、図9a及び図9bのインプラント500、550のものと同様である。このように、インプラント表面上のHAナノ結晶の十分な堆積状態は、堆積させる前にインプラントの表面を粗面化せずに生じさせることができる。

【0050】

実施例5

【0062】 図9dは、インプラント650の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶652を示す走査型電子顕微鏡の像である。図9dの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0051】

【0063】 HAナノ結晶652をインプラント650の表面上に堆積させるために使用した手順は、全体として実施例3にて使用した手順と同様である。しかし、図9dにて使用したインプラント650は、例えば、皮質ねじにて使用することができるよう、316ステンレススチールにて成るものとした。被着層の表面は、堆積させる前に粗面化しなかった。インプラント650は、周囲温度にて約120分間、コロイド溶液中に浸漬さ

10

20

30

40

50

せた。インプラント 650 上の HA ナノ結晶 652 の形成される堆積状態は、図 9 d に示されている。

【0052】

[0064] 図 9 d に示したように、インプラント 650 の表面上に堆積させた HA ナノ結晶 652 の量は、図 9 a ないし図 9 c の量と同等である。このように、インプラントの表面上の HA ナノ結晶の十分な堆積状態は、チタン及びチタン合金以外の金属（例えば、ステンレススチール）から成るインプラントにて生じるようにすることができる。

【0053】

実施例 6

[0065] 図 10 は、インプラント 700 の表面上に堆積させた後の HA ナノ結晶 702 を示す走査型電子顕微鏡の像である。図 10 の像は、FESEM を利用して 30 kX にて得たものである。

10

【0054】

[0066] 図 10 にて使用したインプラント 700 は、チタン 6AL - 4V ELI 合金にて成るものとした。図 10 に示したインプラント 700 の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許出願公告番号 2004 / 0265780 に記載された二重酸エッチング過程を使用して粗面化した。HA ナノ結晶 702 は、2 - メトキシエタノール溶媒中にて約 0.80 重量パーセントの HA を含むコロイド溶液を使用してインプラント 700 の表面上に堆積させた。コロイド溶液の pH は、水酸化アンモニウムを 0.01 重量パーセントの水酸化アンモニウムにして調整した。調整した溶液の pH は、脱イオン化した H₂O 中で約 2.5 重量パーセントにて測定したとき、8 及び 9 であった。インプラント 700 は、約 18 の温度にて約 5.5 分間、コロイド溶液に浸漬させた。インプラント 700 上の HA ナノ結晶 702 の形成される堆積状態は、図 10 に示されている。

20

【0055】

[0067] 実施例 6 の手順は、より低濃度（すなわち、0.08 重量パーセント）の HA ナノ結晶及び比較的低濃度（すなわち、0.01 重量パーセント）の水酸化アンモニウムを利用した。しかし、インプラント 700 の表面上の HA ナノ結晶 702 の HA の堆積状態は、図 9 a ないし図 9 d のものと同等である。

【0056】

実施例 7

[0068] 図 11 は、インプラント 750 の表面上に堆積させた後の HA ナノ結晶 752 を示す走査型電子顕微鏡の像である。図 11 の像は、FESEM を利用して 30 kX にて得たものである。

30

【0057】

[0069] 図 11 にて使用したインプラント 750 は、チタン 6AL - 4V ELI 合金にて成るものとした。図 11 に示したインプラント 750 の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許出願公告番号 2004 / 0265780 に記載された二重酸エッチング過程を使用して粗面化した。HA ナノ結晶 752 は、2 - メトキシエタノール溶媒中に約 0.12 重量パーセントの HA を含むコロイド溶液を使用してインプラント 750 の表面上に堆積させた。コロイド溶液の pH は、水酸化アンモニウムを 0.30 重量パーセントの水酸化アンモニウムにして調整した。調整した溶液の pH は、脱イオン化した H₂O 中で約 2.5 重量パーセントにて測定したとき、1.0 及び 1.1 であった。インプラント 750 は、約 30 の温度にて約 7.0 分間、コロイド溶液に浸漬させた。インプラント 750 上の HA ナノ結晶 752 の形成される堆積状態は、図 11 に示されている。

40

【0058】

[0070] 実施例 7 の手順は、実施例 6 の濃度（すなわち、0.08 重量パーセント）よりも高濃度（すなわち、0.12 重量パーセント）の HA ナノ結晶を利用した。実施例 7 の手順は、また、実施例 6 の手順と比較して水酸化アンモニウムの濃度を実質的に

50

増大させた（すなわち、0.30重量パーセント）。しかし、インプラント750の表面上のHAナノ結晶752の堆積状態は、上述した実施例のものと同様である。

【0059】

実施例8

【0071】 図12aは、インプラント775の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶780を示す走査型電子顕微鏡の像である。図12aの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0060】

【0072】 図12aにて使用したインプラント775は、CPチタンから成るものとした。図12aに示したインプラント775の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許番号5,876,453に記載された二重酸エッチング過程を使用して粗面化した。HAナノ結晶780は、2-メトキシエタノール溶媒中に約0.1重量パーセントのHAを含むコロイド溶液を使用してインプラント775の表面に堆積させた。コロイド溶液のpHは、水酸化アンモニウムを0.05重量パーセントの水酸化アンモニウムにして調整した。調整した溶液のpHは、脱イオン化したH₂O中で約25重量パーセントにて測定したとき、9ないし10であった。インプラント775は、周囲温度にて約11.5分間、コロイド溶液に浸漬させた。11.5分の浸漬時間は、それ以前の実施例の浸漬時間と比較して比較的短い。従って、インプラント775の表面上に堆積したHAナノ結晶780の量は、全体としてそれ以前の実施例のものよりも少ない。

【0061】

実施例9

【0073】 図12bは、CPチタンインプラント800の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶802を示す走査型電子顕微鏡の像である。図12bの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0062】

【0074】 HAナノ結晶802をインプラント800の表面上に堆積させるために使用した手順は、実施例8にて使用した手順と同様である。しかし、図12bにて使用した浸漬時間は、約60分とした。このように、浸漬時間は実施例8の場合よりも長い。従って、インプラント800の表面上に堆積させたHAナノ結晶802の量は、実施例8の場合よりも全体として多量である。

【0063】

実施例10

【0075】 図12cは、CPチタンインプラント825の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶830を示す走査型電子顕微鏡の像である。図12cの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0064】

【0076】 HAナノ結晶830をインプラント825の表面上に堆積させるために使用した手順は、実施例8及び実施例9にて使用した手順と同様である。しかし、図12cにて使用した浸漬時間は、約240分とした。このように、浸漬時間は、実施例8及び実施例9の場合よりも著しく長い。従って、インプラント825の表面上に堆積したHAナノ結晶830の量は、実施例8及び実施例9の場合よりも全体として多量である。

【0065】

実施例11

【0077】 図13aは、インプラント850の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶852を示す走査型電子顕微鏡の像である。図13aの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0066】

【0078】 図13aにて使用したインプラント850は、チタン6AL-4V ELIから成るものとした。図13aに示したインプラント850の表面は、その内容を参考として引用し本明細書に含めた、米国特許出願公告番号2004/0265780に記

10

20

30

40

50

載された二重酸エッチング過程を使用して粗面化した。HAナノ結晶852は、2-メトキシエタノール溶媒中に約0.10重量パーセントのHAを含むコロイド溶液を使用してインプラント850の表面上に堆積させた。コロイド溶液のpHは、水酸化アンモニウムを0.05重量パーセントの水酸化アンモニウムにして調整した。インプラント850は、周囲温度にて約11.5分間、コロイド溶液に浸漬させた。

【0067】

【0079】 インプラント850上に形成されるHAナノ結晶852の堆積状態は、図13aに示されている。11.5分の浸漬時間は、それ以前の実施例の浸漬時間と比較して比較的短い。従って、インプラント850の表面上に堆積させたHAナノ結晶852の量は、それ以前の実施例のものよりも全体として少量である。

10

【0068】

実施例12

【0080】 図13bは、チタン6AL-ELI合金インプラント875の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶880を示す走査型電子顕微鏡の像である。図13bの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0069】

【0081】 HAナノ結晶880をインプラント875の表面上に堆積させるために使用した手順は、実施例11にて使用した手順と同様である。しかし、図13bにて使用した浸漬時間は、約60分とした。このように、浸漬時間は、実施例11の場合よりも長い。従って、インプラント875の表面上に堆積させたHAナノ結晶880の量は、実施例11の場合よりも全体として多量である。

20

【0070】

実施例13

【0082】 図13cは、チタン6AL-4V ELI合金インプラント900の表面上に堆積させた後のHAナノ結晶902を示す走査型電子顕微鏡の像である。図13cの像は、FESEMを利用して30kXにて得たものである。

【0071】

【0083】 HAナノ結晶902をインプラント900の表面上に堆積させるために使用した手順は、実施例9にて使用した手順と同様である。しかし、図13cにて使用した浸漬時間は、約240分とした。このように、浸漬時間は、実施例11及び実施例12の場合よりも著しく長い。従って、インプラント900の表面上に堆積したHAナノ結晶902の量は、実施例11及び実施例12の場合よりも全体として多量である。

30

【0072】

動物実験室試験

【0084】 HAナノ結晶を堆積させた幾つかのインプラントの性能を試験するため、動物での研究を行った。この研究は、2つの対照群と、6つの試験群との結果を比較する骨対インプラントの引っ張り強度試験を利用した。対照群は、オッセオタイト（登録商標名）エッチングしたチタン合金（6AL-4V ELI）インプラント及び商業的に純粋な（CP）チタンインプラントを含むものとした。試験群の3つは、HAナノ結晶を堆積させたオッセオタイト（登録商標名）エッチングしたCPチタンインプラントを含むものとした。残る3つの試験群は、HAナノ結晶を堆積させたオッセオタイト（登録商標名）エッチングしたチタン合金（6AL-4V ELI）インプラントを含むものとした。試験群は、それぞれのインプラントにおけるHAナノ結晶の被覆範囲レベル（軽、中間及び重）と相違するものとした。12のインプラントを6つの試験群及び2つの対照群の各々に対して試験した。

40

【0073】

【0085】 図12aないし図12cに示し且つ上記の実施例8、9、10にて説明したインプラント775、800、825と同様のCPチタンインプラントは、また、研究中に試験したインプラント中のものとした。実施例8（図12a）に従って形成したインプラントは、軽被覆範囲を有するオッセオタイト（登録商標名）CPチタンインプラ

50

トの群中のものとした。実施例 9 (図 1 2 b) に従って形成したインプラントは、中間被覆範囲を有するオッセオタイト (登録商標名) C P チタンインプラントの群中のものとした。実施例 1 0 (図 1 2 c) に従って形成したインプラントは、重被覆範囲を有するオッセオタイト (登録商標名) C P チタンインプラントの群中のものとした。

【 0 0 7 4 】

【 0 0 8 6 】 図 1 3 a ないし図 1 3 c に示し且つ上記の実施例 1 1、1 2、1 3 にて説明したインプラント 8 5 0、8 7 5、9 0 0 と同様のチタン合金インプラントは、研究中に試験したインプラント中のものとした。実施例 1 1 (図 1 3 a) に従って形成したインプラントは、軽被覆範囲を有するオッセオタイト (登録商標名) チタン 6 A L - 4 V E L I インプラントの群中のものとした。実施例 1 2 (図 1 3 b) に従って形成したインプラントは、中間被覆範囲を有するオッセオタイト (登録商標名) チタン 6 A L - 4 V E L I インプラントの群中のものとした。実施例 1 3 (図 1 3 c) に従って形成したインプラントは、重被覆範囲を有するオッセオタイト (登録商標名) チタン 6 A L - 4 V E L I インプラントの群中のものとした。

【 0 0 7 5 】

【 0 0 8 7 】 引っ張り強度試験の研究は、試験対象としてネズミを利用して実行した。インプラントは、皮質の両側に植え込む仕方にて実験対象の両方の大腿骨内に外科的に植え込んだ。次に、植込み箇所を閉じ且つ 9 日間、治癒するのを許容し、その後、実験対象は犠牲にした。次に、実験対象の大腿骨を除去し、引っ張り強度試験のため、骨 / インプラントの断面を作成した。次に、ワイヤーをインプラントの両側部の髓腔を通して挿入した。インプラントは、その後、インストロンコーポレーション (I n s t r o n C o r p o r a t i o n) (登録商標名) (オンタリオ州、バーリントン) が製造するインストロン (I n s t r o n) (登録商標名) 万能試験システム (U n i v e r s a l T e s t i n g S y s t e m) に固定した。骨がインプラントから裂断する迄、力を増大させつつワイヤーを垂直に引っ張った。破断前の最大の力の量をニュートンにて測定した。次に、インプラントを 1 8 0 ° 回転させ、インプラントの反対側にて試験を繰り返した。このため、インプラントの各々に対し 2 回の試験を行うことができた。

【 0 0 7 6 】

【 0 0 8 8 】 試験結果は、対照群の平均値と相応する試験群の各々との間にて統計学的に有意な差 (9 5 % の信頼水準) を示した。オッセオタイト (登録商標名) チタン合金 6 A L - 4 V E L I インプラントの試験群 (軽、中間及び重被覆範囲) の各々の平均値は、骨をインプラントから裂断させるため、それぞれ 1 0 . 8 N (n = 2 3、標準偏差 = 5 . 3 2)、1 4 . 1 N (n = 2 4、標準偏差 = 5 . 9 8) 及び 1 2 . 8 N (n = 2 3、標準偏差 = 4 . 7 8) の力を必要とした。オッセオタイト (登録商標名) C P チタン試験群 (軽、中間、中被覆範囲) の平均値は、骨をインプラントから裂断させるため、それぞれ 8 . 2 N (n = 2 4、標準偏差 = 4 . 2 1)、1 0 . 5 N (n = 2 4、標準偏差 = 4 . 3 8) 及び 1 1 . 6 N (n = 2 4、標準偏差 = 4 . 8 9) のより大きい力を必要とした。オッセオタイト (登録商標名) チタン合金 6 A L - 4 V E L I インプラントの試験群 (軽、中間及び重被覆範囲) の各々の平均値は、骨をインプラントから裂断させるため、相応する対照群の力よりも、それぞれ 1 5 7 %、2 3 5 % 及び 2 0 4 % より大きい力を必要とした。オッセオタイト (登録商標名) C P チタン試験群 (軽、中間、中被覆範囲) の平均値は、骨をインプラントから裂断させるため、相応する対照群の力よりも、それぞれ 9 0 1 %、1 1 7 8 % 及び 1 3 1 9 % より大きい力を必要とした。このように、任意の量の H A ナノ結晶の被覆範囲 (すなわち軽、中間及び重) は、インプラントの性能にとって有益であることが判明し、中間及び重 H A ナノ結晶堆積状態を有するインプラントは、軽堆積状態のものよりも僅かに優れた性能を有することが分かった。

【 0 0 7 7 】

人間に対する臨床試験の最初の結果

【 0 0 8 9 】 人間による研究は、H A ナノ結晶を堆積させたインプラントの性能を H A ナノ結晶を堆積させないインプラントの性能と比較するため実行した。この研究にて使

用したインプラントの全ては、上述したように粗面化したエッチング面を含む、2 mm x 10 mmのオッセオタイト（登録商標名）チタン合金6 AL - 4 V E L I現場評価インプラント（S E I）として特製のものとした。対照群は、更なる処理を行わない（対照 - S E I）16のS E Iを含むものとした。試験群は、粗面化した面上に別個のH Aナノ結晶が堆積した16のS E Iを含むものとした（試験 - S E I）。

【0078】

【0090】 臨床試験の間、使用した手順は、キエーティ - ペスカラ大学の倫理委員会により承認されたものであり、全ての患者は書面による同意書を提出していた。骨密度と患者の生態学との釣り合いを保証し且つその両者の間の差を最小にするため、15人の患者の各々に1つの対照 - S E I及び1つの試験 - S E Iを配置した。15人の患者の1人は、1つの追加的な対照 - S E I及び試験 - S E Iを受け、合計4つのS E Iを持つものとした（表1の患者番号11）。S E Iは、上顎後方部の同一側部又は反対側の箇所の何れかの互いに近接する位置にてランダム化方法を使用して配置した。8 ± 1週間の治療後、ガイドポストをS E Iの各々に装着し、S E Iは内径4 mmのトレフィンを使用して除去した。次に、顕微鏡及び共焦点レーザ走査顕微鏡法（C L S M）に基づいてS E Iを評価した。

10

【0079】

【0091】 対照 - S E Iと試験 - S E Iとの間にて顕著な相違が観察された。例えば、対照 - S E Iの組織学的観察の結果、常時、インプラントのねじ部の全周と、直接接触しているとは限らないインプラントの表面の回りに新たな骨が形成されることが分かった。他方、試験 - S E Iにて新たに形成された骨は、インプラントの表面と密着しており、インプラント表面の微細な凹凸部に完全に適応し得るようにされていた。

20

【0080】

【0092】 対照 - S E I及び試験 - S E Iの各々に対し骨対インプラント（B I C）接触の組織学的分析を実行した。分析の結果は、以下の表1にまとめてある。

【0081】

表 1

患者の番号	% B I C (対照群)	% B I C (試験群)
1	4 . 3	4 5 . 1
2	5 4 . 1	0
3	4 0 . 0	5 2 . 0
4	2 4 . 0	6 5 . 1
5	3 . 0	2 3 . 0
6	1 5 . 3	2 2 . 4
7	3 0 . 3	1 5 . 0
8	1 9 . 6	4 7 . 7
9	8 . 1	5 3 . 1
10	7 . 2	4 7 . 0
11 (ケース1)	9 . 8	1 9 . 0
11 (ケース2)	1 9 . 8	1 3 . 5
12	5 3 . 1	2 2 . 0
13	1 3 . 0	7 . 1
14	1 8 . 1	1 9 . 0
15	0	1 6 . 3
まとめ (「0」値の患者を除く)		
N	14	14
平均値	19 . 0	32 . 2
標準偏差	14 . 18	18 . 49
最小値	3 . 0	7 . 1
最大値	53 . 1	65 . 1

30

40

50

【 0 0 8 2 】

【 0 0 9 3 】 表 1 にて示したように、試験の最初の結果は、対照 - S E I 及び試験 - S E I の平均 B I C の値間にて統計学的に有意な相違を示した。その双方を周囲の骨を伴わずに (B I C = 0) 除去した、1つの対照 - S E I (患者番号 1 5) 及び1つの試験 - S E I (患者番号 2) にて切断によると思われる人為的欠陥が疑われた。これらの患者を除いて、対照 - S E I の平均 B I C 値は、1 9 . 0 (n = 1 4 、標準偏差 1 4 . 1 8) 及び試験 - S E I に対する平均 B I C 値は、3 2 . 2 (n = 1 4 、標準偏差 1 8 . 4 9) であった。このように、別個の H A ナノ結晶を堆積させた試験 - S E I は、対照 - S E I よりも実質的に良好に機能することが分かった。

【 0 0 8 3 】

【 0 0 9 4 】 本発明の方法に従い、リン酸カルシウムのナノ粒子は、インプラントの表面上に形成された酸化チタン及び(又は)水酸化チタン層に直接、接合する。このように、本発明の利点の1つは、ナノ粒子をインプラントに接合するため、中間の分子(例えば、アミノプロピルトリエトキシシランのようなアルコキシド又は三官能基性のシラン)を必要としない点である。これと異なり、ナノ粒子は、インプラントの粗面化した面をナノ粒子を含むコロイド溶液に露呈させる1ステップの過程を使用して堆積させる。

【 0 0 8 4 】

【 0 0 9 5 】 本発明は、全体として骨組織を接触するインプラントの部分に関して説明したが、インプラントの全体に対して本明細書に記載したエッチング、酸エッチング、粗面化及び堆積の工程を実行することも考えられる。

【 0 0 8 5 】

【 0 0 9 6 】 本発明は、1つ又はより多くの特定の実施の形態に関して説明したが、当該技術の当業者は、本発明の精神及び範囲から逸脱せずに、多数の変更例を為すことが可能であることが認識されよう。これらの実施の形態及びその明白な変形例の各々は、特許請求の範囲に記載された本発明の精神及び範囲に属するものと考えられる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 8 6 】

【 図 1 】 1つの実施の形態に従ったインプラントの側面図である。

【 図 2 a 】 第二の実施の形態に従ったインプラントの側面図である。

【 図 2 b 】 第二の実施の形態に従ったインプラントの挿入端部の図である。

【 図 2 c 】 第二の実施の形態に従ったインプラントの歯肉端部の図である。

【 図 3 a 】 第三の実施の形態に従ったインプラントの側面図である。

【 図 3 b 】 第三の実施の形態に従ったインプラントの挿入端部の図である。

【 図 3 c 】 第三の実施の形態に従ったインプラントの歯肉端部の図である。

【 図 4 a 】 第四の実施の形態に従ったインプラントの側面図、端面図である。

【 図 4 b 】 第四の実施の形態に従ったインプラントの断面図である。

【 図 5 】 本発明の1つの実施の形態に従ったインプラントを製造する方法の詳細を示すフロー図である。

【 図 6 】 粗面化した外面を有する図 1 のインプラントの側面図である。

【 図 7 a 】 本発明の別の実施の形態に従ったインプラントを製造する方法の詳細を示すフロー図である。

【 図 7 b 】 本発明の更に別の実施の形態に従ったインプラントを製造する方法の詳細を示すフロー図である。

【 図 8 a 】 ヒドロキシアパタイトのナノ粒子を 1 0 k X にて示す電界放射型走査電子顕微鏡 (F E S E M) の像である。

【 図 8 b 】 ヒドロキシアパタイトのナノ粒子を 3 0 k X にて示す、 F E S E M の像である。

【 図 9 】 本発明の色々な方法を使用して、インプラントの表面上に堆積させたヒドロキシアパタイトを 3 0 k X にて示す F E S E M の像である。

【 図 1 0 】 本発明の色々な方法を使用してインプラントの表面上に堆積させたヒドロキシ

10

20

30

40

50

アパタイトを30kXにて示すF E S E Mの像である。

【図11】本発明の色々な方法を使用してインプラントの表面上に堆積させたヒドロキシアパタイトを30kXにて示すF E S E Mの像である。

【図12】本発明の色々な方法を使用してインプラントの表面上に堆積させたヒドロキシアパタイトを30kXにて示すF E S E Mの像である。

【図13】本発明の色々な方法を使用してインプラント表面上に堆積させたヒドロキシアパタイトを30kXにて示すF E S E Mの像である。

【図1】

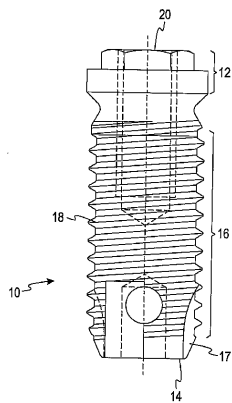


Fig. 1

【図2a】

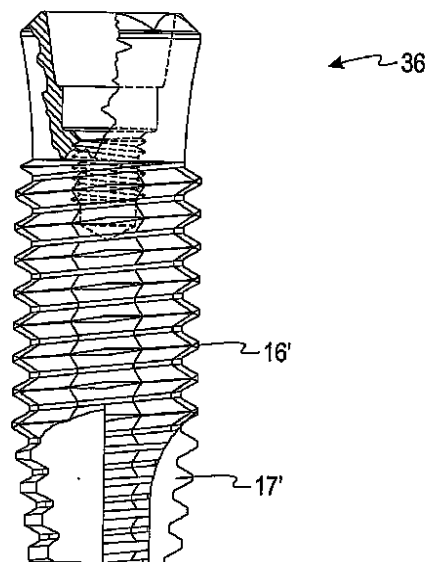


Fig. 2a

【図 2 b】

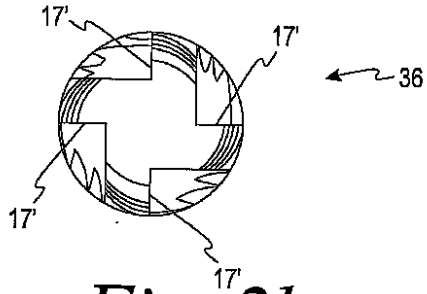


Fig. 2b

【図 2 c】

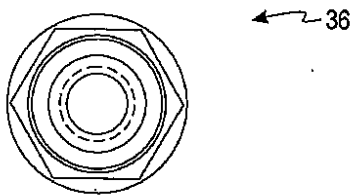


Fig. 2c

【図 3 a】

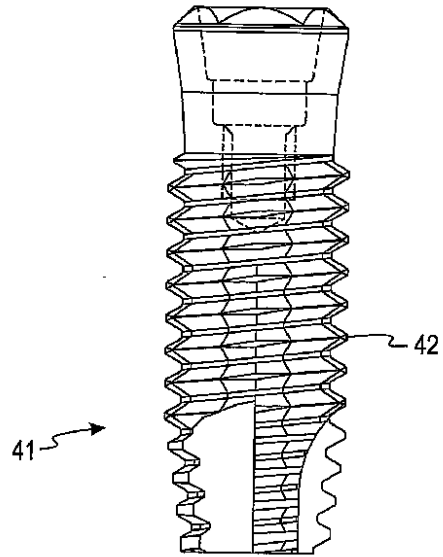


Fig. 3a

【図 3 b】

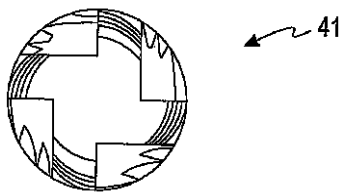


Fig. 3b

【図 3 c】

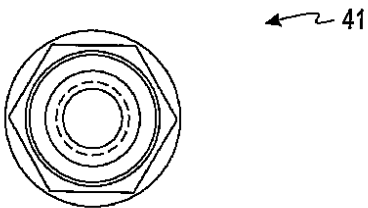


Fig. 3c

【図 4 a】

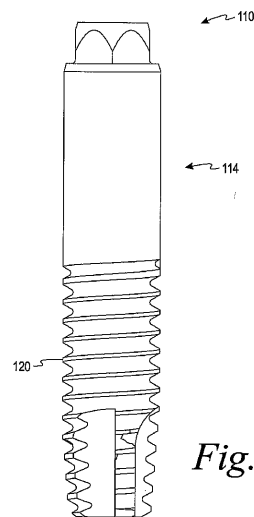


Fig. 4a

【図 4 b】

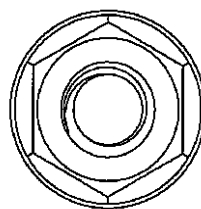
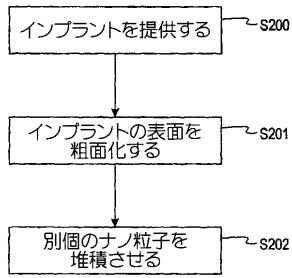


Fig. 4b

【図5】



【図6】

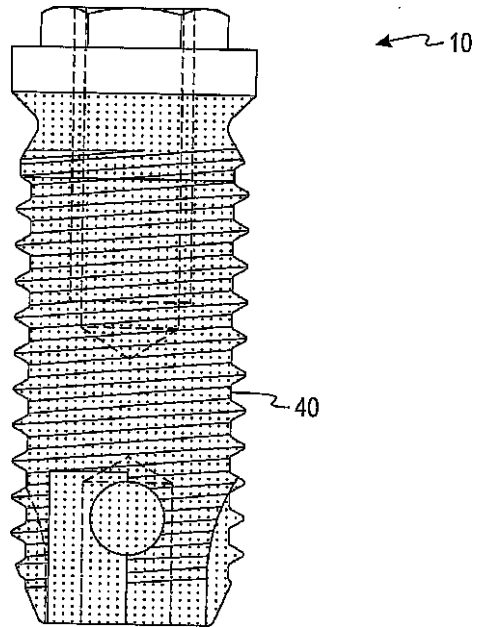
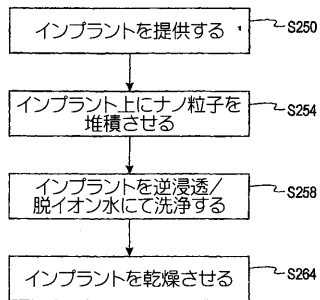
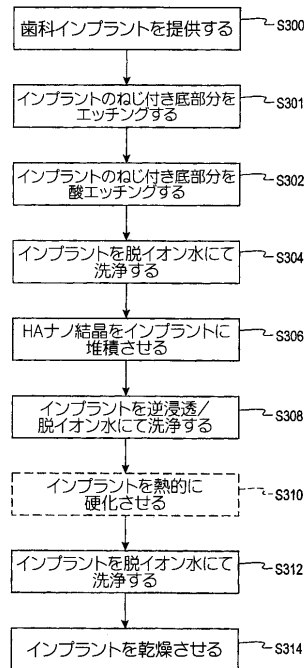


Fig. 6

【図7a】



【図7b】



【図 8 a】

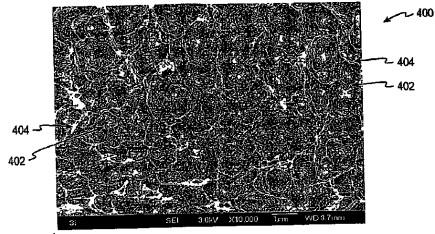


Fig. 8a

【図 9 a】

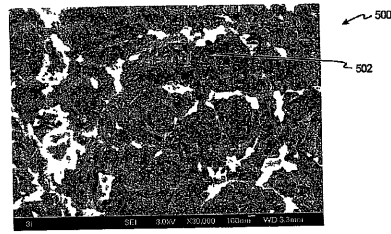


Fig. 9a

【図 8 b】

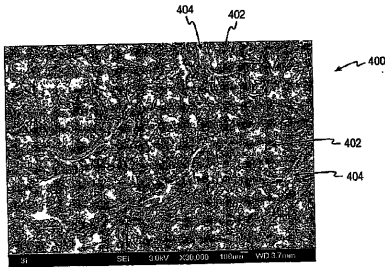


Fig. 8b

【図 9 b】

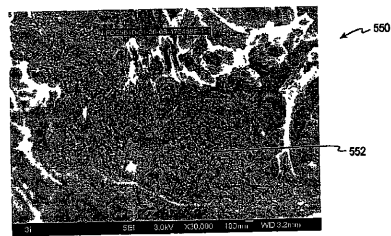


Fig. 9b

【図 9 c】

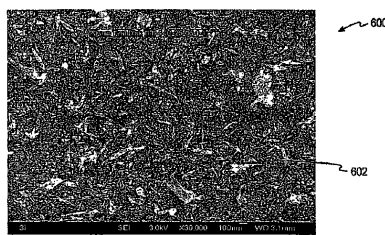


Fig. 9c

【図 10】

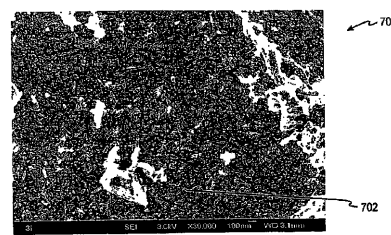


Fig. 10

【図 9 d】

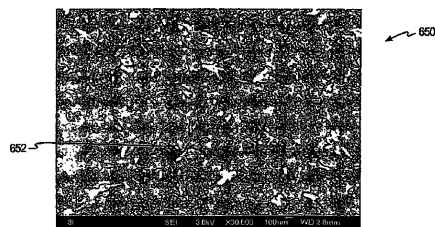


Fig. 9d

【図 11】

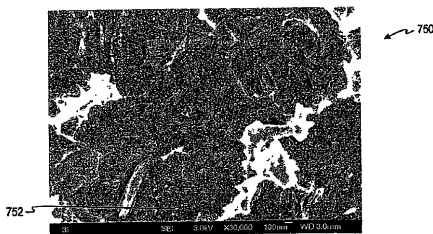



Fig. 11

【 1 2 a】

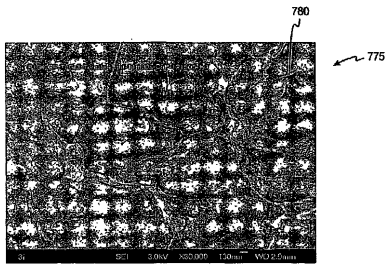



Fig. 12a

【 1 2 c】

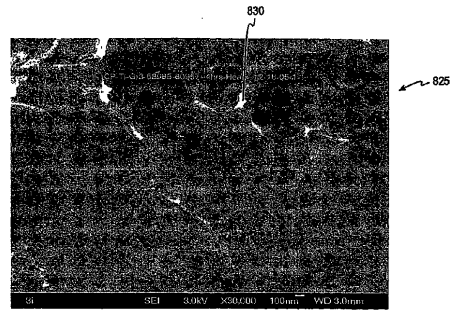



Fig. 12c

【 1 2 b】

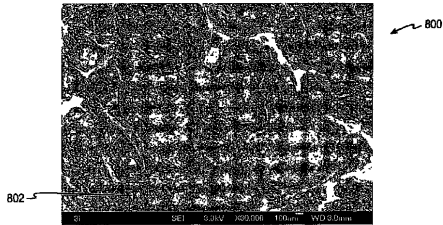



Fig. 12b

【 1 3 a】

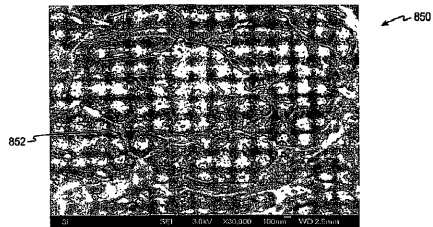



Fig. 13a

【 1 3 b】

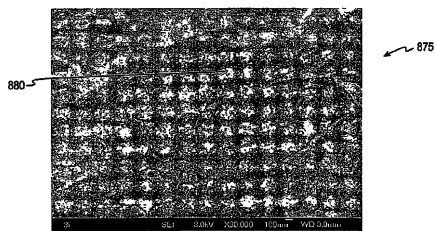



Fig. 13b

【 1 3 c】

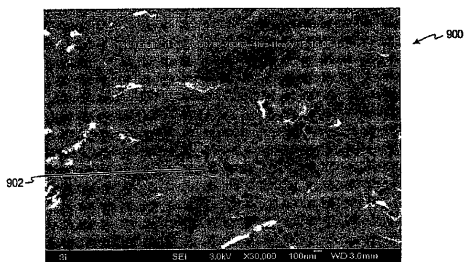


Fig. 13c

フロントページの続き

- (74)代理人 100075270
弁理士 小林 泰
- (74)代理人 100080137
弁理士 千葉 昭男
- (74)代理人 100096013
弁理士 富田 博行
- (74)代理人 100106644
弁理士 戸塚 清貴
- (72)発明者 バークマンズ, ザ・サード, ブルース
アメリカ合衆国フロリダ州33410, パーム・ビーチ・ガーデンズ, カントリー・オークス・レ
イン 2426
- (72)発明者 タウス, ロス・ダブリュー
アメリカ合衆国フロリダ州34990, パーム・シティー, サウスウエスト・ラパロマ・ドライブ
4425
- (72)発明者 メイフィールド, ロバート・エル
アメリカ合衆国フロリダ州33478, ジュピター, ハンドレッドシックスティーフィフス・ロー
ド・ノース 11264

審査官 関 景輔

- (56)参考文献 特表平11-511662(JP, A)
米国特許出願公開第2004/0249472(US, A1)
Journal of Materials Science: Materials in Medicine, 1996年, vol.7, p.355-357

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61L 27/00

A61C 8/00

A61K 6/00

CA(STN)

JSTPlus/JMEDPlus/JST7580(JDreamII)